



欧州における認証制度の現状

総務省MRA 国際ワークショップ2024

東京

2024年3月6日

講演者



ホルガー・ベンチエ
(Holger Bentje)
REDCA会長

<http://www.redca.eu/>



目次

- 無線機器指令 (RED) の紹介
- 新しい整合規格 (HS) : SAR測定用ベクトルプローブ
- サイバーセキュリティ、プライバシー、不正行為 - 適合評価
- 自動車における無線機器
- REDCA技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

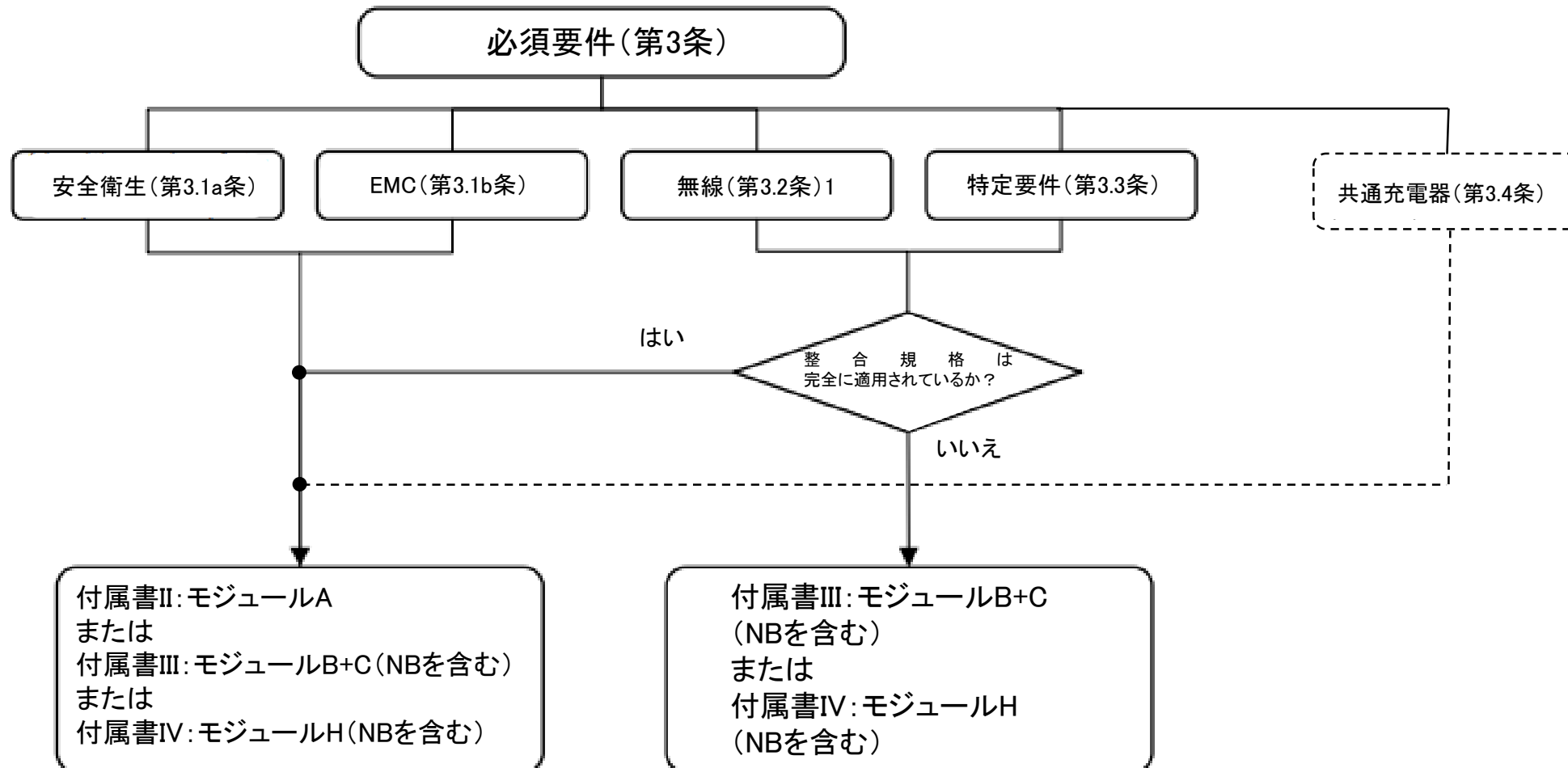
無線機器指令 (RED) の紹介



- 無線機器指令2014/53/EU (RED) は、欧州市場に無線機器を投入する際の法的枠組みを策定している。
- 次の各項目に必須要件を設けることで、無線機器の単一市場を実現している。
 - 安全と健康
 - 電磁両立性
 - 無線スペクトルの効率的利用
- また、いくつかの追加の側面について、さらなる規制の基盤を提供する。次のような技術的機能が含まれる。
 - プライバシーと個人情報保護、不正対策
 - サイバーセキュリティレベルの向上
 - 緊急サービスへのアクセス



第3条の必須要件 適合性評価手順





目次

- 無線機器指令 (RED) の紹介
- 新しい整合規格 (HS) : SAR測定用ベクトルプローブ
- サイバーセキュリティ、プライバシー、不正行為 - 適合評価
- 自動車における無線機器
- REDCA技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

第3.1条(a): 比吸収率(SAR)

ベクトルプローブアレイを用いた高度な測定システム



- 人体の近くで、または人体に接触して動作する無線機器には、人体組織に吸収されるおそれがある電磁波の量に関する追加の評価が必要となる。
- SAR測定手法を定義する欧州の規格は、従来型の測定システムに基づいている(IEC 62209-1/-2、現在はIEC/IEEE 62209-1528)。
- ベクトル測定システムを採用した新たな測定システムによって、SAR試験の時間が短縮される(IEC 62209-3:2019)。特に、スマートフォンのように多数の伝送モードをもつ製品に効果的。

SAR試験法の同等性

JRCによる調査



- 2023年に、欧州委員会・共同研究センター（JRC）は 2種類の比吸収率（SAR）試験法（IEC 62209-1/-2、IEC 62209-3）の同等性を分析するための調査を実施した。
- 結果は以下のJRC技術報告書に記載されている。
Chountala C., Cerutti I., Ferragut J., Chareau J.M., Bishop J., Viaud P., Standards for the Measurement of the Specific Absorption Rate（比吸収率測定の規格）, European Commission, Ispra, 2023, JRC134671

RED整合規格(HS) 欧州連合官報(OJEU)への公開



この調査に基づき、IEC 62209-3:2019を含む2つの新しい整合規格がOJEUに引用された
(委員会実施決定(EU)
2023/2669、2023年12月1日付)。

[委員会実施決定 - EU - 2023/2669 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2023/2669/oj)

委員会実施決定(EU) 2023/2669

2023年11月27日

耳のそばまたは人体の近くで使用される無線通信機器の整合規格に関する実施決定(EU) 2022/2191に対する改正
(欧州経済地域関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に関連し、

欧州における標準化についての欧州議会および理事会による規則(EU) No 1025/2012(2012年10月25日付)に関連し、理事会指令89/686/EECおよび93/15/EECならびに欧州議会および理事会の指令94/9/EC、94/25/EC、95/16/EC、97/23/EC、98/34/EC、2004/22/EC、2007/23/EC、2009/23/EC、および2009/105/ECを改正し、理事会決定87/95/EECならびに欧州議会および理事会の決定1673/2006/EC(1)を廃止し、特に第10(6)条に関して、

以下の事実を照らして、

- (1) In accordance with Article 16 of Directive 2014/53/EU of the European Parliament and of the Council⁽¹⁾, radio equipment which is in conformity with harmonised standards or parts thereof, the references of which have been published in the Official Journal of the European Union, is to be presumed to be in conformity with the essential requirements set out in Article 3 of that Directive where they are covered by those standards or parts thereof.
- (2) By Commission Implementing Decision C(2015) 5376⁽²⁾, the Commission made a request to the European Committee for Electrotechnical Standardisation (Cenelec) and the European Telecommunications Standards Institute (ETSI) for the drafting and the revision of harmonised standards for radio equipment in support of Directive 2014/53/EU (the request).
- (3) On the basis of the request, Cenelec amended harmonised standards EN 50360:2017 for wireless communication devices used next to the ear, and EN 50566:2017 for wireless communication devices used in close proximity to the human body; the references of which are published in the Official Journal of the European Union by Commission Implementing Decision (EU) 2022/2191⁽³⁾. This resulted in the adoption of amending harmonised standards EN 50360:2017/A1:2023 and EN 50566:2017/A1:2023.
- (4) The Commission, together with Cenelec, has assessed whether those harmonised standards comply with the request.
- (5) Harmonised standards EN 50360:2017, as amended by EN 50360:2017/A1:2023, and EN 50566:2017, as amended by EN 50566:2017/A1:2023, satisfy the essential requirements which they aim to cover and which are set out in Article 3 of Directive 2014/53/EU. It is therefore appropriate to publish the references of those standards in the Official Journal of the European Union.

⁽¹⁾ OJ L 316, 14.11.2012, p. 12, EEL: <http://data.europa.eu/eli/reg/2012/1025/oj>.

⁽²⁾ Directive 2014/53/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC (OJ L 153, 22.5.2014, p. 62, EEL: <http://data.europa.eu/eli/dir/2014/53/oj>).

⁽³⁾ Commission Implementing Decision C(2015) 5376 final of 4 August 2015 on a standardisation request to the European Committee for Electrotechnical Standardisation and to the European Telecommunications Standards Institute as regards radio equipment in support of Directive 2014/53/EU of the European Parliament and of the Council.

⁽⁴⁾ Commission Implementing Decision (EU) 2022/2191 of 8 November 2022 on the harmonised standards for radio equipment drafted in support of Directive 2014/53/EU of the European Parliament and of the Council (OJ L 289, 10.11.2022, p. 7, EEL: http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2022/2191/oj).

比吸収率(SAR)

新しいSAR整合規格の公開



EN 50360:2017/A1:2023

周波数範囲300 MHz～6 GHzの電磁界への人体暴露に関する
基本規制および暴露限度値を有する無線通信機器の適合性を
実証する製品規格：耳のそばで使用する機器

- A1の主な変更：新しい標準文書EN IEC 62209-3:2019、
および IEC 62209-1:2016に追加する関連手順が含まれるよう
になった。

比吸収率(SAR)

新しいSAR整合規格の公開



EN 50566:2017/A1:2023

周波数範囲300 MHz～6 GHzの電磁界への人体暴露に関する
基本規制および暴露限度値を有する無線通信機器の適合性を
実証する製品規格：携帯型および身体装着型機器

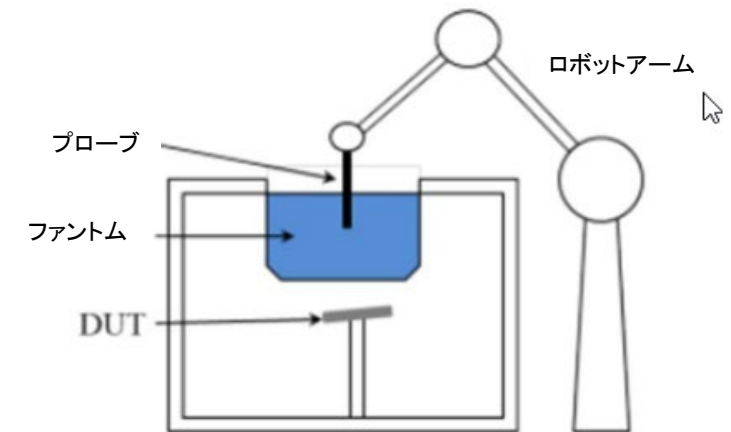
- A1の主な変更：新しい標準文書EN IEC 62209-3:2019、
およびIEC 62209-2:2010に追加する関連手順が含まれるよう
になった。

比吸収率(SAR)

従来型のSAR測定装置



- 従来型のSAR測定装置は、組織に相当する媒体が充填されたファントム(模擬人体)、電子測定機器、電界プローブ、試験中装置(DUT)保持器からなる。
- スキャンシステムは、測定用電界プローブを指定位置に配置できる自動位置合わせ機構である。



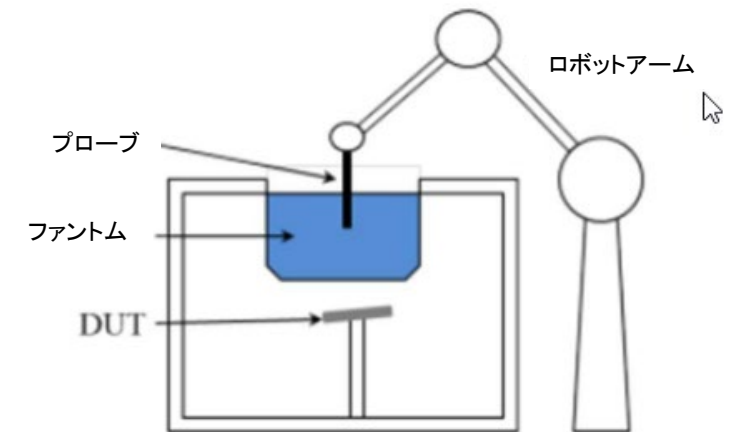
出典: Liu, Z., Allal, D., Cox, M., & Wiart, J. (2020). Discrepancies of Measured SAR between Traditional and Fast Measuring Systems. (従来型および高速型測定システム間のSAR測定値の相違) International Journal of Environmental Research and Public Health (環境研究・公衆衛生国際ジャーナル)

比吸収率(SAR)

無線インターフェースの増加



- 近年、SAR評価試験が必要な無線インターフェースが増えている。
- 国際規格IEC/IEEE 62209-1528に記載されている手法は、SAR規制への適合を評価するために、非常に長い試験時間が必要になる。
- 現代のスマートフォンについて、IEC/IEEE 62209-1528で指定されたダイオードプローブとロボットを用いてSAR限界値への適合を実証するには、数週間連続の試験が必要になる。

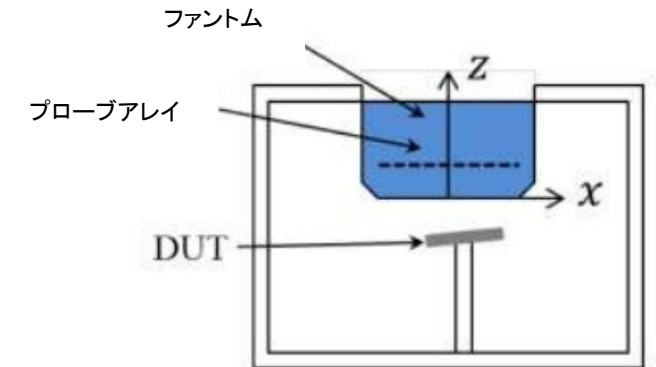


出典: Liu, Z., Allal, D., Cox, M., & Wiart, J. (2020). Discrepancies of Measured SAR between Traditional and Fast Measuring Systems. (従来型および高速型測定システム間のSAR測定値の相違) International Journal of Environmental Research and Public Health (環境研究・公衆衛生国際ジャーナル)

比吸収率(SAR) アレイ測定装置



- アレイ測定装置では、2次元あるいは3次元グリッド上の固定位置に配置された複数のベクトルまたはスカラープローブ素子を用いて、スキャン領域内外と関心領域内の場を再構築するために必要な測定データを取得する。
- プローブアレイは、単一平面上の電磁場の振幅と位相を測定する。



出典: Liu, Z., Allal, D., Cox, M., & Wiart, J. (2020). Discrepancies of Measured SAR between Traditional and Fast Measuring Systems. (従来型および高速型測定システム間のSAR測定値の相違) International Journal of Environmental Research and Public Health (環境研究・公衆衛生国際ジャーナル)



目次

- 無線機器指令 (RED) の紹介
- 新しい整合規格 (HS) : SAR測定用ベクトルプローブ
- サイバーセキュリティ、プライバシー、不正行為 - 適合評価
- 自動車における無線機器
- REDCA技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

RED委任規則EU 2022/30

RED要件3(3)(d)(e)(f)が有効に



- 3(3)(d)「無線機器がネットワークやその機能に害を与えたり、ネットワークのリソースを悪用したりして、許容できないサービスの低下を引き起こさないこと」
- 3(3)(e)「ユーザーおよび加入者の個人情報やプライバシーを確実に保護するために、無線機器に安全装置が組み込まれていること」
- 3(3)(f)「無線機器が不正行為から保護するための一定の機能を備えていること」

L 7/6 EN Official Journal of the European Union 2022年1月12日

欧州委員会委任規則 (EU) 2022/30
2021年10月29日

同指令第3(3)条の項目 (d), (e), (f)にて言及されている必須要件の適用に関し、欧州議会および理事会による指令2014/53/EUを補充する

(EEAに関連するテキスト)

欧州委員会は、

欧州委員会の機能に関する合意に関し、

2014年4月16日付で発行された無線機器の上市に関連し、指令1999/5/EC(1)を廃止する、加盟国の法律の整合化に関する欧州議会ならびに欧州理事会指令、特に第3(3)条の第2従属段落に関連し、第1従属段落の(d), (e), (f)項と併せて、

以下の事実に照らして、

(1) ネットワークまたはその機能の損傷からの保護、利用者と定期契約者の個人情報とプライバシーの保護、および不正行為からの保護は、サイバーセキュリティリスクからの保護をサポートする要素である。

(2) 指令2014/53/EUの前文第13条に記載されているように、無線機器の利用者と定期契約者の個人データとプライバシーの保護、および不正行為からの保護は、無線機器の特定の機能によって拡張することができる。同前文によれば、このため無線機器はこれらの機能をサポートするように設計される必要がある。

(3) 将来的には、5Gが欧州連合のデジタル経済および社会の発展に中心的な役割を果たすことになり、欧州連合市民の生活のほとんどあらゆる側面に影響を与えることになる。「5Gネットワークにおけるサイバーセキュリティリスク軽減策のEUツールボックス」(2)という文書の文書は、5Gネットワークの主なサイバーセキュリティリスクを緩和できる一連の一般的な対応策を特定し、国レベルまたは欧州連合レベルの緩和プランにおいて優先順位を付ける必要がある。対応策の選定ガイダンスを提供する。これらの対策に加え、5G無線機器が欧州連合の市場に投入される場合に、サイバーセキュリティ保護の各要素に関する必須要件に対し、整合されたアプローチを採ることが極めて重要である。

(4) ネットワーク保護、個人データおよびプライバシー保護のための安全手段、および不正行為からの保護を確保するために第3(3)(d), (e), (f)条で述べられている欧州連合必須要件に適用されるセキュリティレベルは、これらの要件の対象となるスマートメーターが使用されているエネルギー分野向けの分散型スマートグリッドについて、また公衆電子通信ネットワークおよび公衆無線通信サービスの事業者によって使用されている5Gネットワーク機器について、欧州議会および理事会指令(EU) 2018/1972の意味の範囲内において(3)、国レベルで求められている高いレベルのセキュリティを損なうことはないものとする。

(5) 専門家および子供を含む消費者の結果として増加する次のような無線機器のサイバーセキュリティリスクについても、数多くの懸念が表明されている。

(i) 直接または他の機器を通じて自分自身でインターネットと通信する機能を備えた機器(インターネットに接続された機器)。つまり、インターネットに接続されたこのような機器では、直接、または中間機器によってデータを交換するために必要なプロトコルが稼働している。

(ii) 欧州議会および理事会による指令2009/48/ECの範囲内にも分類される無線機能付き玩具、または育児専用に設計または意図された機器(見守り用モニターなど)

(iii) 人間が人体の任意の部分(顔、首、腕、手、脚、足を含む)または衣服(被り物、手にはめる物、履き物を含む)に着用、くっつける、またははら下げるために専用または兼用に設計または意図された機器。たとえば、腕時計、指輪、リストバンド、ヘッドセット、イヤホン、めがねの形をした無線機器など(「ウェアラブル無線機器」)。

(1) OJ L 153, 22.5.2014, p. 62.

(2) Cybersecurity of 5G networks – EU Toolbox of risk mitigating measures, 29 January 2020. <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/nis-cooperation-group>

(3) Directive (EU) 2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code (OJ L 321, 17.12.2018, p. 36).

(4) Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2009 on the safety of toys (OJ L 170, 30.6.2009, p. 1).

整合規格(HS)の策定

CEN/CENELEC JTC 13/WG 8特別ワーキンググループ RED



3つの規格が欧州委員会に引き渡され、欧州連合官報(OJEU)で引用される予定。

- prEN 18031-1 無線機器の共通セキュリティ要件 - 第1部: インターネットに接続された無線機器
- prEN 18031-2 無線機器の共通セキュリティ要件 - 第2部: データを処理する無線機器 (インターネットに接続された無線機器、育児用無線機器、玩具無線機器、ウェアラブル無線機器)
- prEN 18031-3 無線機器の共通セキュリティ要件 - 第3部: 仮想通貨または金銭的価値を処理する、インターネットに接続された無線機器

JTC 13 WG 8のプレゼンテーションより抜粋

REDCAミーティング、リスボン(ポルトガル)、2023年11月



規格のファミリー



3つの規格はそれぞれ、指令2014/53/EUの第3.3.d条、第3.3.e条、第3.3.f条に定義されている必須要件に対応し、欧州委員会委任規則(EU)2022/30によって有効化される。

文書	必須要件の範囲	セキュリティアセットおよびリスクに対応	ネットワークアセットおよびリスクに対応	プライバシーアセットおよびリスクに対応	財務アセットおよびリスクに対応
prEN 18031-1 (JT013058)	3.3.(d)	✓	✓	×	×
prEN 18031-2 (JT013059)	3.3.(e)	✓	×	✓	×
prEN 18031-3 (JT013060)	3.3.(f)	✓	×	×	✓

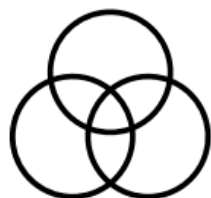
1つまたは複数の規格を特定の無線機器に適用する必要があるか否かは、経済事業者によるリスク評価を通じて行う必要のある検討事項である。

JTC 13 WG 8のプレゼンテーションより抜粋

REDCAミーティング、リスボン(ポルトガル)、2023年11月



3つの規格の主要要件



要件	3.3.(d)	3.3.(e)	3.3.(f)
[ACM] アクセス制御メカニズム	✓	✓	✓
[AUM] 認証メカニズム	✓	✓	✓
[SUM] セキュア更新メカニズム	✓	✓	✓
[SSM] セキュアストレージメカニズム	✓	✓	✓
[SCM] セキュア通信メカニズム	✓	✓	✓
[LGM] ログ記録メカニズム	-	✓	✓
[DLM] 削除メカニズム	-	✓	-
[UNM] ユーザー通知メカニズム	-	✓	-
[RLM] レジリエンスメカニズム	✓	-	-
[NMM] ネットワーク監視メカニズム	✓	-	-
[TCM] トラフィック制御メカニズム	✓	-	-
[CCK] 秘密暗号鍵	✓	✓	✓
[GEC] 機器の一般機能	✓	✓	✓
[CRY] 暗号化	✓	✓	✓

!
要件の詳細、評価条件、サブ要件数は、3つの規格の間で異なる

Excerpt from the presentation of JTC 13 WG 8

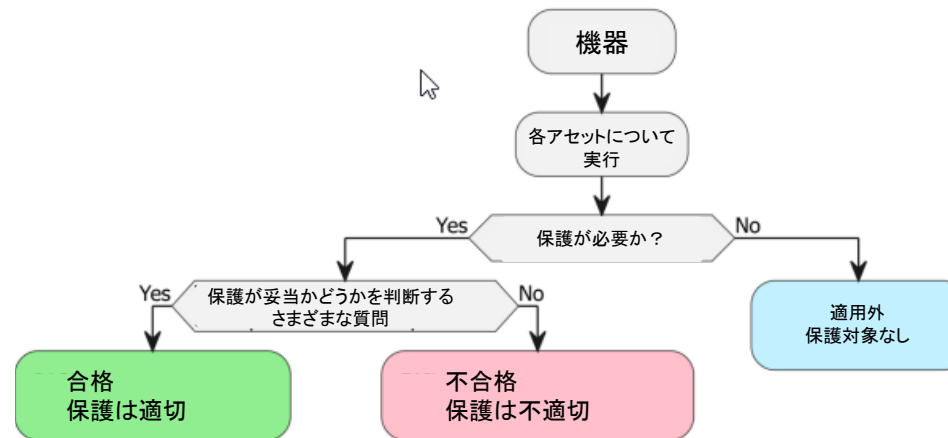
REDCAミーティング、リスボン(ポルトガル)、2023年11月



ディシジョンツリー

各規格には、明確な判断を行うための意思決定と評価の助けとなるディシジョンツリーが提供されている。

指定した各項目について判断を行う必要がある。たとえば、外部インターフェースの要件が適用可能かどうかを確認する場合、適用可能性要件とそれ以降のすべてのサブ要件を満たす必要があるか否かの判断は、外部インターフェースごとに独立して判断する必要がある。



リスク評価

セキュリティ評価と他の評価の違い



- 一般的に、セキュリティを「測定」するのは不可能。
 - これは、REDで扱う他の項目（物理的な試験結果を限界値と比較する）とは異なる。
- 他の項目と同様、適合性評価はリスク分析とリスク評価から始まる。
 - 評価の結果は製品別のリスクとして出る。これは文書化する必要がある。
 - リスクは、適切な評価や試験の実施などにより最小化する必要がある。
 - リスク評価から試験計画を作成する。

リスク評価 適用すべき規格



- 整合規格の使用は義務ではない。
 - 現代の観点からは、整合規格に詳細なテストケースは含まれないと想定される。
 - これは、水平的に多種多様な製品が展開されているためである。
 - さらに、整合規格をスケジュール通りに完了できるか否かを推定するのも難しい。
- したがって、他の規格に目を向けることには意味がある。
 - たとえば、ETSI EN 303 645またはIEC 62443-4-2の適用など。どちらも、適用分野において価値ある情報を提供する。
 - ただし、いずれの規格もRED 3.3d/e/fの必須要件を完全にカバーしないことには注意。これはリスク評価で対応する必要がある。

リスク評価と技術文書 アクセスコントロール例



- メーカーは機器に搭載されている外部インターフェースをすべて文書化する必要がある。
 - すべての外部インターフェースについて、メーカーはアクセス制御が必要かどうかを文書化する必要がある。
 - アクセス制御が必要な場合：
どのようなアクセス制御が実装されているか？
- これにより、製品に設計されている内容の詳細な出力が得られ、アクセス制御に起因するリスクを軽減することができる。

NANDOの通知機関

New Approach Notified and Designated Organisations Information System
(新アプローチ通知・指定組織情報システム)



- NANDOには63のRED通知機関がリストされている。
- 15のRED通知機関は、現在、「第3.3.d条」の範囲で記載されている（2024年1月24日）。
- この数は今後引き続き増加する見込み。

The screenshot shows the 'Bodies' section of the Single Market Compliance Space website. It includes search filters for Country, Body type, Notification status, Legislation, Procedure / article or annex, and Products. The search results table lists 15 notified bodies with their respective details.

Body type	Body Name	Country
NB 0063 ex:620,956,560	Kiwa Nederland B.V.	Netherlands
NB 0123	TÜV SÜD Product Service GmbH	Germany
NB 0366	VDE Prüf- und Zertifizierungsinstitut GmbH	Germany
NB 0370	LGAI TECHNOLOGICAL CENTER, S. A.(Applus+)	Spain
NB 0413	INTERTEK SEMKO AB	Sweden
NB 0470	NEMKO Group AS	Norway
NB 0598 ex:403	SGS FIMKO OY	Finland
NB 0681	Eurofins Product Service GmbH	Germany
NB 0682	cectecom advanced GmbH (formerly CTC advanced GmbH, merged with CETECOM GmbH (NB 0680))	Germany
NB 0700	PHOENIX TESTLAB GMBH	Germany
NB 1008	TÜV Rheinland InterCert Muszaki Felügyelési és Tanúsító Korlátolt Felelősségű Társaság	Hungary
NB 1413	MATRIX TESTING, INSPECTION AND CERTIFICATION LTD.	Hungary
NB 2784	KL-Certification GmbH	Germany
NB 2806	CerTrust Kft.	Hungary
NB 2957	Intercert Global Sp. z o.o.	Poland



目次

- 無線機器指令 (RED) の紹介
- 新しい整合規格 (HS) : SAR測定用ベクトルプローブ
- サイバーセキュリティ、プライバシー、不正行為 - 適合評価
- 自動車における無線機器
- REDCA技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

自動車における無線機器 自動車の型式認証



- 自動車、機器、部品は、型式認証制度の下で規制されている（例：電磁両立性（EMC）のUN/ECE Regulation No. 10（R10））。
- 無線機器には、現在UN/ECE規制が存在しない。
- 欧州の低電圧指令、EMC指令、無線機器指令では、自動車は「非電気製品」と定義されている。

自動車における無線機器 自動車メーカーの責任



- 自動車メーカーの主な責任は、車内への無線機器の取り付けによってRED適合が損なわれないようにすることである。
- 自動車メーカーはリスク評価を行う必要がある。これには、必要に応じて追加試験を実施することも含まれる。
- これは、無線機器が自動車に取り付けられ、自動車のシステム、部品、コンポーネントと組み合わせて動作するときに、引き続きREDに適合するという認証である。
- 欧州委員会は、無線機器メーカーと自動車メーカーの責任を明確化するポジションペーパーを起草した。



目次

- 無線機器指令 (RED) の紹介
- 新しい整合規格 (HS) : SAR測定用ベクトルプローブ
- サイバーセキュリティ、プライバシー、不正行為 - 適合評価
- 自動車における無線機器
- REDCA技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

REDCA技術ガイダンスノート

作成中のTGN



- TGN 33: 無線機器指令の車両への適用
 - 作業はまだ進行中
- TGN 29: NB EU-TECの更新に関連するガイダンス
 - 新しいバージョンが2024年に公開予定
- TGN 30: リスク分析・評価ガイド
 - ETSIがリスク評価ガイドを作成中。
「ETSI TR 103 879 無線機器指令2014/53/EUに基づく無線機器のリスク評価とリスク低減に関するガイダンス」
 - 範囲は第3.1条b)EMCおよび第3.2条(無線)の要件に限定される。



目次

- 無線機器指令 (RED) の紹介
- 新しい整合規格 (HS) : SAR測定用ベクトルプローブ
- サイバーセキュリティ、プライバシー、不正行為 - 適合評価
- 自動車における無線機器
- REDCA技術ガイダンスノート (TGN)
- **REDCA情報**

REDCA情報

前回と次回のミーティング



- 第46回REDCAミーティングは、2023年11月にリスボン（ポルトガル）にてハイブリッドで開催され、200名以上が参加した。
- 北米や、特にアジアのRED通知機関、研究所、メーカーから非常に多く参加。
- 次回のREDCAミーティングは、2024年5月13日から始まる週に欧州の都市で開催される予定。
- 会場によっては、ハイブリッドミーティングも想定。



ご清聴ありがとうございました。

ご質問をお寄せください

chairperson@redca.eu

c/o PHOENIX TESTLAB GmbH,
Koenigswinkel 10, 32825 Blomberg, Germany

付属書: REDCAの紹介 1/2



- 無線機器指令コンプライアンス協会 (REDCA) は、欧州経済地域に加えて米国、カナダ、日本、ニュージーランド、オーストラリアなど、EUと相互承認協定を締結している諸国を含めて、無線機器の規制や技術規格の順守に携わる関係者を対象にフォーラムを提供。
- 特に、無線機器指令2014/53/EUの要件、その中でも通知機関 (通知機関のセクター・グループ) を対象とする第26.11条および第38条の要件に基づいて設立。
- 加盟員は以下のとおり:
 - 通知機関、メーカー
 - 試験研究所およびコンサルティング会社
 - 加盟国および行政機関
 - MRA協定地域の関連当局など加盟員の全員に対して、協会規則と規約に明記された目的と目標に従うことが求められる。
- REDCA会員の年会費は600ユーロ。

付属書: REDCAの紹介 2/2



- REDCAでは、以下のような活動や情報を提供する(これらに限定されるものではない)
 - 絶えず変化するEUの法令/規則やEU規格策定に対する迅速なアクセス。
 - 多くの場合、(草稿)資料(例えば、指針や実施法令)を一般人に先んじて入手可能。
 - EU委員会、ADCO、ETSI、CEN/CENELEC、ECC、TCAMなどとの連絡調整。
 - 無線設備指令に関する特定の(技術的)質問に対して、専門家から回答を得られる可能性がある。
 - 特別なワークショップへの参加。
- REDCAは技術ガイダンスノートと参考文書を発行
 - ウェブサイト <http://www.redca.eu> を参照のこと
- 当協会は、欧州経済地域(EEA)内で会議を年2回開催
 - この会議は加盟員のみが参加
 - 通知機関を対象とする非公開会議
 - EU委員会、ECC、ETSI、CENELEC、ADCO無線設備指令、MRA関係国の当局の代表者
 - 次回のミーティングは2024年5月13日の週に欧州の都市で開催
- 会員向けのメールサーバーを配備し、会員の質問に対して協会の専門家から回答やコメントが得られる
- CIRCABC(EUで使用しているファイル共有サイト)に、すべての作業文書用の特定保護エリアを設置している
- 無線機器指令付属書III 第8条の要件に基づいて他の通知機関への通知データベースをCIRCABC上で維持